

最低賃金の改定

必ずチェック最低賃金!
使用者も労働者も

福井県最低賃金（時間額）

福井県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

現行：平成24年10月6日より690円

改定：平成25年10月13日より**701円**

最低賃金引き上げに向けた

中小企業支援事業をご利用ください

ワンストップ無料相談

中小企業事業主の悩みについて、専門家が無料でワンストップサポートします。

経営課題（販路開拓、新規事業、資金調達など）

労務管理（最低賃金制度、賃金・退職金制度、労働時間制度の見直しなど）

相談窓口はこちら

[福井県最低賃金総合相談支援センター](#)

福井市二の宮3-30-1 TEL 0776-26-7770

<http://www.fukui-saichincenter.com/index.html>

電話、面接のほかホームページからメールでの相談も受け付けています。

中小企業事業主の皆様からご要望があれば、専門家を無料で派遣し、課題解決手法をご提案いたします。



業務改善助成金

支給要件

- ① 賃金改善計画：事業場内で最も低い時間給を4年以内に800円以上とする計画を作成し、1年目に40円以上の引き上げを実施すること
- ② 業務改善計画：業務改善（賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修など）についての計画を作成し、実施すること。

支給額

上記業務改善系の経費の2分の1（下限5万円、上限100万円）

お問い合わせ先・申請先はこちら

[福井労働局労働基準部賃金室](#) 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階 TEL0776-22-2691

*福井県最低賃金総合相談支援センターでもお問い合わせをお受けしております。



【注】1.最低賃金の対象となる賃金には、次の賃金は算入されません。

- ①精皆勤手当、
- ②通勤手当、
- ③家族手当、
- ④随時に支払われる賃金(結婚手当など)、
- ⑤1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、
- ⑥時間外労働・休日労働に対する賃金
- ⑦深夜労働に対する割増賃金

2.精神や身体の障害により他の労働者に比べて著しく労働能力の低い者などには、使用者が福井労働局長の許可を受けることを条件として、個別に最低賃金額を減額して適用することが認められています。

3. 次表に掲げる福井県内の産業に従事する基幹的労働者とその使用者については、該当する特定最低賃金が適用されます。

福井県内の特定最低賃金

特定最低賃金件名	時間額	効力発生日	特定最低賃金の適用除外業務 <small>※下記に掲げる業務に主として従事する者は「福井県最低賃金」が適用されます</small>
紡績業、化学繊維、織物、染色整理業	720円	平成24年 12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ●手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、糸切り、糸繰り、糸巻き、糸継ぎ、かせ取り、経通し、管巻き、検反、検品、染色・精練の準備、糸巻きもどし、運搬、帯鉄切り、原綿投入その他の補助作業の業務 ●賄い、湯沸し又は下回りの業務
繊維機械、金属加工機械製造業	794円	平成24年 12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ●手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、はんだ付け、かしめ、バリ取り、ガラン出し入れ、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レットルはり、値札付け、包装、袋詰め、箱詰め、穴あけ、組付け、取付け、材料若しくは部品の取りそろえ、溶接のかす取り又は塗装作業における紙はり若しくはテープはりの業務 ●賄い、湯沸し、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
電気機械器具製造業 (略称)	754円	平成24年 12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ●手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、穴あけ、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レットルはり、値札付け、包装、袋詰め又は箱詰め業務 ●賄い、湯沸し、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
百貨店、総合スーパー	755円	平成24年 12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ●下欄の各産業共通の適用除外業務のみ
各種商品小売業	750円	平成23年 12月24日	<p>取扱商品が、衣、食、住のすべてにわたらないものは該当しません。 ⇒「福井県最低賃金」が適用されます。</p>

◆上記5つの特定最低賃金を適用しない労働者（「福井県最低賃金」が適用されます。）

- ①18歳未満又は65歳以上の者
- ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限ります。なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。)
- ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
(月間総実労働時間の半分以上を清掃、片付けの業務に従事する者)

平成25年度の特定最低賃金の改正については審議中(25.9.30現在)です。